

令和5年度第2回目「長崎県__中小企業等外国出願支援事業」募集案内(公募要領)

(一社) 長崎県発明協会

1. 事業概要

本事業は、県内の中小企業が外国への事業展開等にあたり行う産業財産権に係る外国出願(特許、実用新案、意匠、商標、冒人対策商標)に要する経費の1／2を助成します。

2. 申請書受付期間

令和5年8月1日(火)～9月14日(木)午後5時必着(郵送/持参)

但し8月31日までにデータでのチェックを受けること

3. 事業内容

(1) 助成対象経費

採択決定後、実績報告書提出日までに発生した費用が対象となります。締め切り日の詳細については

「6. 申請から助成金支払いまでの流れ」をご参照ください。

また、対象となる経費については、別添1をご確認ください。

(2) 補助率・補助上限額

補助率：助成対象経費の2分の1以内(千円未満の端数は切り捨て)

補助上限額：1中小企業者あたり300万円以内

(一般社団法人長崎県発明協会(以下「当協会」と)とジェトロ等実施機関にて採択した助成金合計)

1 申請案件に対する補助金の上限額：

■特許出願 150万円

■実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願 60万円

■冒認対策商標登録出願 30万円

冒認対策商標登録出願とは、第三者による抜け駆け(先取り)出願(冒認出願)への対策を目的とした商標登録出願をいいます。

4. 申請要件

申請時に、以下(1)～(4)のすべての条件を満たしていることが必要です。

(1) 日本国内に主たる事業所を有する中小企業者(「中小企業者」とは、中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号までに規定された要件に該当する企業をいいます。)、又はそれらの中小企業者で構成されるグループ(グループ構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者をいいます。)であること。ただし、みなし大企業を除く。

* 中小企業者には法人格を有しない個人事業者を含む。また、地域団体商標に係る外国特許庁への商標出願については、事業共同組合等、商工会、商工会議所、NPO法人を含む。

業種	資本金	従業員
① ゴム製造業(自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
② 旅館業	5,000万円以下	200人以下
③ 製造業、建設業、運輸業、ソフトウェア業または情報処理サービス業、その他の業種(④～⑥を除く)	3億円以下	300人以下
④ 卸売業	1億円以下	100人以下
⑤ サービス業	5,000万円以下	100人以下
⑥ 小売業	5,000万円以下	50人以下

令和5年度第2回目「長崎県__中小企業等外国出願支援事業」募集案内(公募要領)

(一社) 長崎県発明協会

- (2) 外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等(選任弁理士)の協力が得られる中小企業者又は自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合には、同等の書類を提出できる中小企業者等。
- (3) 本事業実施後のフォローアップ調査に対し、積極的に協力する中小企業者等。
- (4) 暴力団関係企業、違法な行為又は不正な行為を行った中小企業者等、その他当協会が不適当と判断する中小企業者等でないこと(「暴力団排除に関する誓約事項」<別添2>参照)

5. 助成対象となる外国出願

特許、実用新案、意匠、商標及び冒人対策商標の外国特許庁への出願であること。

以下(1)～(5)の条件をすべて満たしている出願が対象となります。

(1) 出願内容

既に日本国特許庁に行っている出願(PCT国際出願を含む。)と同一内容(発明・商標の名称及び内容)で行なわれる出願

(2) 出願方法

下記のいずれかに該当する方法により行われる出願

- パリ条約等に基づき、優先権を主張して外国特許庁等への出願を行う方法(ただし、商標登録出願の場合には、必ずしも優先権を主張することを要しない。)
- 特許協力条約に基づき、外国特許庁等への出願を行う方法(国内出願を基礎として行ったPCT国際出願を同国の国内段階へ移行する方法)
- 特許協力条約に基づき、外国特許庁等への出願を行う方法がダイレクトPCT国際出願であって、日本国を指定国に含んで各国に移行する方法
- ハーベルト協定に基づき、外国特許庁等への出願を行う方法
- マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁等への出願を行う方法

(3) 出願人名義

既に日本国特許庁に行っている出願(PCT国際出願を含む。)と同一の名義で行われる出願

(4) 出願日程

採択決定後、かつ実績報告書提出期限までに行われる出願

(5) 審査請求等

外国出願に際し審査請求が必要なものは、各國特許庁が定める期日までに必ず審査請求を行うこと。

また、中間応答が必要になった場合に応答すること。

6. 申請から助成金支払いまでの流れ

年間スケジュール	
2023年7月	HP等による公募告知
8月 1日～ (8月31日)	申請書類受付開始 8月31日までにデータチェックを受けてください。
9月14日	申請書及び副本は、9月14日 17時締め切り
10月4日	選定委員会にてヒアリング
10月中旬	採否決定通知
外国出願、実績報告書関連書類の収集、実績報告書提出	
* 出願後、すべての費用の支払い完了後30日以内を目安に、最終締め切り日までに提出してください。	
2024年2月9日(金)	「実績報告書(様式6)」提出最終締め切り
～3月末	助成金振込

令和5年度第2回目「長崎県__中小企業等外国出願支援事業」募集案内(公募要領)

(一社) 長崎県発明協会

7. 申請時提出書類

以下の(1)の書類は当協会の HP からダウンロードしてご使用ください。

(1)間接補助金交付申請書類

①間接補助金交付申請書〔様式第1-1〕/〔様式第1-2〕(原本)

・冒認商標の場合は〔様式第1-2〕、それ以外は〔様式第1-1〕をご使用ください。

・作成に当たっては、同サイトの「記入例」をご参照ください。

②協力承諾書〔様式第1-1の別紙第1〕/〔様式第1-2の別紙第1〕(写し)

本書類は国内代理人から申請者に提出していただくものです(当協会へは写しを提出)。

・チェック欄をすべて確認し、チェックを入れてください。

・選任代理人に依頼しない場合は、申請書の「15.外国特許庁への出願を依頼する国内弁理士等」の欄に、

“選任代理人に依頼する場合と同等の経理関係書類を自らの責任で長崎県発明協会に提出できる”等の文言を記入してください。

(2)添付書類(⑩を除きすべて写し)

①登記簿謄本:最新情報記載のもの

②会社事業概要:会社パンフレット等で代用可能

③役員等名簿(様式第1-1の別添/様式第1-2の別添):登記簿謄本記載の役職名を転記。

・当協会の HP からダウンロードしてご使用ください。

・個人事業主の場合には提出不要

④決算書:直近2期分

▶「事業計画書」および「資金調達計画書」があれば提出してください。

▶創業1年以上2年未満の場合は、1期分の決算書に加え、銀行発行の預金残高証明書(直近及び2ヶ月前の2通)を併せて提出してください。

▶創業1年未満の場合は、決算書に代えて、以下の書類を提出してください。

・法人設立届出書(個人事業主の場合は開業届)

・銀行発行の預金残高証明書(直近及び2ヶ月前の2通)

・事業計画書

・収支計画書

⑤出願書類等:出願日、出願番号、出願内容等が確認できる書類(枚数が多い場合は両面コピー)

1)基礎出願の出願書類

ア)特許出願:願書、明細書、特許請求の範囲、図面、要約、受領書

イ)PCT出願:願書、明細書、請求の範囲、図面、要約、受領書

ウ)実用新案登録出願:願書、明細書、実用新案登録請求の範囲、図面、要約、受領書

エ)意匠登録出願:願書、写真または図示的表現、受領書

オ)商標登録出願:願書、受領書

カ)商標登録証

2)基礎出願が優先権主張を伴う場合、優先権主張の基礎となる出願の出願書類等

3)基礎出願の応答書類:拒絶理由通知書、意見書、手続補正書等

4)PCT国際出願について提出されたPCT第19条(1)の規定に基づく補正書、PCT第34条(2)(b)の規定に基づく補正書

⑥見積書

▶国毎、費目毎(外国特許庁費用、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳代)に分けて金額を明記(申請書の9.を参照)

令和5年度第2回目「長崎県__中小企業等外国出願支援事業」募集案内(公募要領)

(一社) 長崎県発明協会

- ▶翻訳受注者及び翻訳単価を明記(単価/1WordXWord 数)
- ▶現地代理人の事業所名および同事務所の所在国を明記(仲介業者(仲介代理人)を介在させることは、特段の事情がない限り認められません)
- ▶支払い予定先を明記
- ▶確定した金額以上は支払えないため、レートは変動を考慮して設定すること

⑦資金計画

当協会の HP からダウンロードしてご使用ください。

⑧先行技術調査報告書／先行登録調査報告書：

- ▶商標登録出願及び冒認対策商標登録出願については、TM-view、J-PlatPat 等の検索結果を添付
- ▶国際調査報告書(ISR)がある場合: ISR の提出をもって先行技術調査報告書の提出に代えることが可能。
先行技術調査報告書がある場合には ISR と併せて提出
- ▶国際調査報告書(ISR)がない場合: 先行技術調査報告書を提出

⑨共同出願の場合の関連書類:持分割合が明記されているもの(契約書、覚書等)

⑩賃上げ予定企業 該当者のみ

「賃金引上げ計画の誓約書」・「従業員への賃金引上げ計画の表明書」(以上原本)・前年度の「法人税申告書別表1」

★常時使用する従業員がいる場合:(別紙1-1給与総額)又は(別紙1-2平均受給額)

★常時使用する従業員がない場合:(別紙1-3給与総額)又は(別紙1-4平均受給額) を提出

* 添付書類は申請者の法人格によって異なりますので、必ず、[様式第1-1]/[様式第1-2]の末尾にある、添付書類一覧をご確認ください。

8.申請書提出方法

2通りの申請方法より選択してご提出ください。

<郵送の場合>

下記(1)(2)両方の提出が必要です。

(1)正、副(正のコピー)、計7部の提出(郵送/宅配便にて送付、または持込)

副本をコピーする前に提出書類の一式のチェックを受けること。期限は、8月31日(木)です。

①間接補助金交付申請書[様式第1-1]/[様式第1-2]

(協力承諾書[様式第1-1の別紙第1]/[様式第1-2の別紙第1]を含む)

②添付書類一式

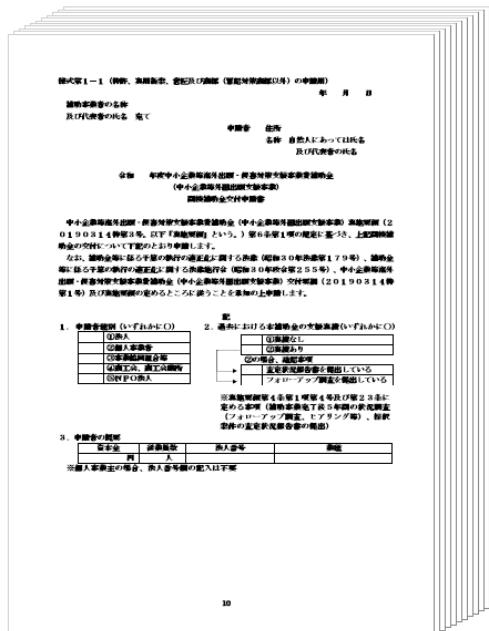
<注意事項>

- ・①申請書[様式第1-1]/[様式第1-2]、⑩賃金引上げ計画の誓約書及び従業員への賃金引上げ計画の表明書(別紙1-1~4)は原本、それ以外の書類は写しを提出のこと
- ・必ずデータ等にてチェックを受けたものを提出してください。期限は、8月31日(木)です。
- ・正本のみ紙ファイルへ綴じ込み、副本はクリップ留めとすること
- ・ホチキスやインデックス付けは行わないこと
- ・書類は原則としてA4サイズとすること
- ・片面印刷とすること。ただし、出願書類については枚数が多い場合、両面コピーとすること

<郵送/持ち込み書類のセットの仕方>

<提出書類一式>

正本は紙ファイルに綴じる



↑<提出書類一式のコピー>副×6

以下の順に並べてコピー「①申請書・⑫賃金引上げ計画の誓約書及び従業員への賃金引上げ計画の表明書」以外はすべて写し

- ①申請書(様式 1-1/様式 1-2)(必ず片面印刷)
- ②協力承諾書(様式 1-1 の別紙第 1/様式第 1-2 の別紙第 1)
- ③登記簿謄本
- ④会社事業概要
- ⑤役員名簿(様式第 1-1 の別添/様式第 1-2 の別添)
- ⑥直近2期分の決算書(貸借対照表及び損益計算書)
- ⑦外国特許庁への出願の基礎となる出願書類等
(枚数が多い場合は両面印刷)
- ⑧外国特許庁への出願に要する経費が確認出来る見積書
- ⑨外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画
- ⑩先行技術調査報告書/先行登録調査報告書
- ⑪共同出願の場合、持ち分割合が明記されているもの
- ⑫(該当者のみ)
賃金引上げ計画の誓約書及び従業員への賃金引上げ計画の表明書等
- ・郵送(又は持ち込み)
- ・事前に、申請書一式のチェックを受けること。
- ・申請書(様式 1-1/様式 1-2)は Word 版をメールで送付

(2)申請書[様式第1-1]/[様式第1-2]は、Word 版をEメールに添付して送信

送信先: jii-mizoe@coffee.ocn.ne.jp

件名:[R5.外国出願申請書]

上記(1)、(2)の両方を提出していただいた時点で、受付完了といたします。

<補助金の電子申請システム"jGrants"を利用する場合>

・「jGrants(ジグランツ)」は経済産業省が運営する補助金の電子申請システムです。

オンラインで申請状況や処理状況が把握できるのに加え、オンライン上で書類のやり取りが可能になります。

・機密保持の内容を含む書類は郵送のみの受付となるため、本補助金では郵送と併用する必要があります。

・使用には認証システム「GビズID」を取得する必要があります。GビズIDの取得には、2~3週間程度の審査期間が必要となりますので、公募開始前からのGビズIDの取得をお願いします。

※jGrants 上に入力しただけでは、申請受付となりません。

※電子申請は企業情報など基礎情報のみ入力可能です。

※機密保持を必要とする内容が含まれるため、応募に関する申請書類の提出に関しては、<郵送の場合>を参考に、郵送または持参してください。

なお、提出いただいた申請書及び添付書類は採択の可否に関わらず返却いたしません。ご了承願います。

令和5年度第2回目「長崎県__中小企業等外国出願支援事業」募集案内(公募要領)

(一社) 長崎県発明協会

9. 選考方法・選定基準及び加点措置

以下に掲げる事項を選定の基準として、「一般社団法人長崎県発明協会中小企業外国出願支援事業企業選定委員会(以下「選定委員会」という。)」により採否を決定します。

(1) 選考方法

令和5年10月4日(水)に申請者からのプレゼンテーションを予定(概要説明(10分)・質疑応答(10分))

上記日程で来ていただくことができない場合は、JETRO(9/4~9/15)へのご応募を検討してください。

(2) 選定基準

- 先行技術調査等の結果から見て、外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出願であること
- 次のいずれかに該当する中小企業者であること
 - ・助成を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者等
 - ・助成を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している中小企業者等
- 外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること
- 本補助金の交付を受けた際、査定状況等の報告を行う中小企業者等

(3) 加点措置

①次のいずれかに該当する中小企業等は審査上の加点措置を実施

- 未来牽引企業への支援策拡充を図るため「地域未来投資促進法」で選定された地域未来牽引企業(うちグローバル型に類型される企業)
- JAPAN ブランド育成支援等事業利用者
- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金利用者
- 外国出願補助金新規利用者

②賃上げ実施企業に対して加点措置を実施

- 申請後の1事業年度又は1年(暦年)の期間において、給与総額又は一人あたりの平均受給額が1.5%以上増加したかにより賃上げの判断をします。
- 企業が加点措置を希望する場合は、「申請時提出書類」に加えて「賃金引上げ計画の誓約書及び従業員への賃金引上げ計画の表明書」提出により受領とします。
- 採択された場合、上記の賃上げ期間終了後に、賃上げ実績の確認のための書類「法人事業概況説明書(写し)」又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表(写し)」の提出が必要です。
- なお、前述の書類による証明が難しい場合は、別の書面や税理士又は会計士等の第三者により同等の賃上げ実績を確認できる書類に代えた提出も可能。
- 賃上げが1.5パーセントに満たない場合は、「理由書」の提出が必要です。
- なお、賃上げ実績確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等は、実施要領の規定に基づき、補助金の交付決定取消し及び補助金返還となる可能性があります。詳細は誓約書・表明書の「留意事項」を確認ください。

採否の結果はまずメールにて通知した後、別途補助金交付決定通知書を郵送します。

なお、審査の経過、内容、不採択の理由等は一切お知らせしておりません。ご了承願います。

令和5年度第2回目「長崎県__中小企業等外国出願支援事業」募集案内(公募要領)

(一社) 長崎県発明協会

10.留意事項

日本貿易振興機構(ジェトロ)が実施する中小企業等外国出願支援事業と同一案件の併願(重複)申請は認めない。

<公募・申請時>

- ・交付決定後に、国内移行手続きを開始すること。
- ・採択前に着手した費用は、対象外
- ・国内代理人の仲介手数料は、原則対象外

<交付決定時>

- ・中小企業等に対する、出願費用などの減免がある場合は、利用すること
- ・請求書、受領書など提出書類の翻訳費は対象外
- ・審査請求費等は、出願と同日の手続き時に発生した費用のみ対象
- ・交付決定後の変更には、事前に計画変更が必要な場合がある

<事業完了後>

- ・交付案件について、翌年より5年間、特許庁がフォローアップ調査を行う
また、当協会が査定状況報告書による効果の確認を行う。
- ・放棄又は取下げ等を行わないこと。
- ・事業完了後、やむを得ない事情により、採択案件を万が一、放棄又は取下げを行わなければならなくなつた場合には、必ず当協会へ連絡し、承認を受けること。

11.お問い合わせ先

〒856-0026 大村市池田2丁目1303-8
一般社団法人長崎県発明協会 担当：溝江（みぞえ）
TEL：0957-52-1144 メール：jiii-mizoe@coffee.ocn.ne.jp

令和5年度第2回目「長崎県__中小企業等外国出願支援事業」募集案内(公募要領)

(一社) 長崎県発明協会

(別添1)

【助成対象経費】

助成対象となる経費は採択決定後に発注する費用であり、外国出願に係る費用に限られます。

従って下記に該当する経費であっても、採択決定前に発生した費用は助成対象となりません。

経費区分	内容
外国特許庁等への納付手数料	<ul style="list-style-type: none">○出願手数料○PCT国際出願に係る各指定国への移行時の手数料(日本国移行に係る費用は除く)○商標のマドプロ出願の出願手数料○意匠のハーグ出願の出願手数料○外国特許庁等への出願料と同日に支払う費用(審査請求料、優先権主張料、補正料、出願維持年金、米国 IDS 費用、PPH 費用等)
代理人費用	<ul style="list-style-type: none">○外国出願に係る国内代理人(弁理士)費用優先権主張等に係る代理人手数料は、内訳(日本国特許庁に支払う印紙代と代理人手数料の各費用)が明確な場合において助成対象になる場合があります。○現地代理人費用本補助金で助成対象となる代理人費用は、国内 1 事務所、現地(出願国毎)1 事務所を前提としています。前述の 2 か所の代理人の間に第 3 者となる代理人を介在させる場合、その仲介手数料等は、国内代理人が直接、現地代理人に依頼すれば要しない費用であるため、原則補助対象となりません。但し、当該国に出願する際、第 3 者を仲介しないと出願が困難である場合等、特段の事情により補助対象となる場合もあります。当該事情と各代理人における費用見積もりを申請時に申告、提出してください。○銀行振込手数料・送金手数料及び振込に要する費用○出願国の制度上、出願に必要であることが認められる経費(公証人証明申請費用、委任状作成費用等)
翻訳費用	<p>翻訳に要する費用(「単価/1WORD×WORD 数」)等の内訳を請求書に明記</p> <p>* 国によっては、明細書の翻訳版を、後日(出願から何か月以内)に提出することが認められている国もありますが、当補助金では(出願と同時に支払う予定の費用(中間手続に係る経費、審査請求費用、登録料、維持年金、手数料等)</p> <p>○PCT国際出願の国際段階の手数料(国際出願手数料や取扱手数料、調査手数料・送付手数料、予備審査手数料)</p> <p>○日本国特許庁に支払う印紙代</p>
【助成対象外経費の例】	
対象外経費	<ul style="list-style-type: none">○先行技術調査に係る費用○本補助金の申請書作成、実績報告書作成に係わる費用○国内消費税、海外での付加価値税やサービス税等○外国特許庁に出願料を支払った後、後日、外国特許庁に支払った又は支払う予定の費用(中間手続に係る経費、審査請求費用、登録料、維持年金、手数料等)○PCT国際出願の国際段階の手数料(国際出願手数料や取扱手数料、調査手数料・送付手数料、予備審査手数料)○日本国特許庁に支払う印紙代

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、間接補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき